

徳島県規則第二十七号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第十三第八号の1中「五十七の項」を「五十七の項の2、五十八の二の項の1（同1の(三)に掲げる場合（道路交通法第九十二条第一項、第九十五条の二第十一項若しくは第一百一条の四の二第一項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は同法第九十四条第二項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に特定免許情報（同法第九十五条の二第二項に規定する特定免許情報をいう。以下同じ。）の記録を受ける場合及び従前の個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）に記録されている特定免許情報の抹消を受けることなく新たな個人番号カードの交付を受けたことに伴い当該新たな個人番号カードに特定免許情報を記録する場合を除く。）に限る。）」に、「から五十九の五の項まで」を「（道路交通法第一百五十五条の二第二項の規定による運転経歴証明書の再交付を除く。）」、五十九の四の項（同法第一百五十五条の二第二項の規定による運転経歴証明書の再交付と同時に同条第四項の規定による運転経歴情報の記録を受ける場合を除く。）、五十九の五の項、五十九の六の項」に、「道路交通法」を「同法」に、「の規定に基づく」を「又は第十四号の規定による」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。